



# 宮 崎 県 公 報

令和3年3月11日(木曜日) 第 187 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する  
規則……………(医療業務課) 1

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 12
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 12
- 民有林の保安林の指定……………( " ) 12
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 13
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 13

- 道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 13
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 14
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………( " ) 14
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………( " ) 14
- 土砂災害警戒区域の指定……………( " ) 14
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( " ) 15

### 公 告

- 地図及び簿冊の認証(4件)……………(農村計画課) 15
- 市町村営土地改良事業に係る換地処分の届出……………(農村整備課) 15

### 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- 漁業法に基づく指示……………16

## 規 則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮 崎 県 規 則 第 4 号

#### 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和41年宮崎県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 特定毒物指導員(第12条～<u>第17条</u>)</p> <p>第5章 雑則(第18条・第19条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>同法施行令</u>(昭和30年政令第261号。以下「政令」という。)及び<u>同法施行規則</u>(昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受験の手続)</p> <p>第2条 法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)を受けようとする者は、別記様式第1号による毒物劇物取扱者試験受験願書に、写真(受験願書提出前1年以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像の縦6センチメートル、横4.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(合格証)</p> <p>第4条 省令第9条に規定する合格証は、別記様式第2号によるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 特定毒物指導員(第12条～<u>第18条</u>)</p> <p>第5章 雑則(第19条・第20条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>毒物及び劇物取締法施行令</u>(昭和30年政令第261号。以下「政令」という。)及び<u>毒物及び劇物取締法施行規則</u>(昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受験の手続)</p> <p>第2条 法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)を受けようとする者は、別記様式第1号による毒物劇物取扱者試験受験願書に、写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像の縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(合格証)</p> <p>第4条 省令第9条に規定する合格証(以下「合格証」という。)は、別記様式第2号によるものとする。</p>

<p>(合格証の書換交付及び再交付)</p> <p>第5条 合格証の交付を受けた者は、その記載事項に変更が生じたとき、又は合格証を破り、よごし、若しくは失なつたときは、その書換交付又は再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、別記様式第3号による合格証書換交付、再交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 合格証の記載事項に変更を生じた場合にあっては、当該合格証及び戸籍抄本</p> <p>(2) 合格証を破り、又はよごした場合にあっては、当該合格証(合格証の返納)</p> <p>第6条 合格証の再交付を受けた後、失つた合格証を発見したときは、すみやかにこれを返納しなければならない。</p> <p>2 合格証の交付を受けた者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そうの届出義務者(以下「届出義務者」という。)は、すみやかに合格証を返納しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による合格証の返納は、別記様式第4号による合格証使用者指定証返納届によって行うものとする。</p> <p>(特定毒物使用者の指定の申請)</p> <p>第7条 政令第11条第1号又は回第28条第1号ロの規定による特定毒物使用者(以下「使用者」という。)の指定を受けようとする者は、別記様式第5号の1による特定毒物使用者指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 倉庫を経営する者、又は倉庫を有し食糧、飼料の製造、加工をする者にあっては、倉庫の概要図及び附近の見取図</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 政令第16条第1項第1号若しくは第3項第1号又は第22条第1号の規定による使用者の指定を受けようとする者は、別記様式第5号の2による特定毒物使用者指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(使用者指定証の交付)</p> <p>第8条 知事は、前条の申請について審査し、適当と認めるときは、別記様式第6号による使用者指定証(以下「使用者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(使用者の変更届)</p> <p>第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、別記様式第7号による特定毒物使用者変更届を、すみやかに提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(使用者証の書換交付及び再交付)</p> <p>第10条 使用者は、使用者証の記載事項に変更を生じたとき、又は使用者証を破り、よごし、若しくは失なつたときは、その書換交付又は再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、別記様式第8号による特定毒物使用者証書換交付、特定毒物指導員証再交付申請書に、当該使</p>	<p>(合格証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第5条 合格証の交付を受けた者は、その記載事項に変更が生じたとき又は合格証を破り、汚し、若しくは紛失したときは、その書換え交付又は再交付を知事に申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請をしようとする者は、別記様式第3号による合格証書換え交付(再交付)申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 合格証の記載事項に変更が生じた場合にあっては、当該合格証及び戸籍抄本</p> <p>(2) 合格証を破り、又は汚した場合にあっては、当該合格証(合格証の返納)</p> <p>第6条 合格証の再交付を受けた者は、当該再交付を受けた後において紛失した合格証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。</p> <p>2 合格証の交付を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡又は失踪の届出義務者(以下「届出義務者」という。)は、速やかに、合格証を知事に返納しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による合格証の返納は、別記様式第4号による合格証(使用者指定証)返納届によって行うものとする。</p> <p>(特定毒物使用者の指定の申請)</p> <p>第7条 政令第11条第1号又は第28条第1号ロの規定による特定毒物使用者の指定を受けようとする者は、別記様式第5号の1による特定毒物使用者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者若しくは食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者又は営業のために倉庫を有する者にあっては、倉庫の概要図及び附近の見取図</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 政令第16条第1号又は第22条第1号の規定による使用者の指定を受けようとする者は、別記様式第5号の2による特定毒物使用者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(使用者指定証の交付)</p> <p>第8条 知事は、前条の規定による申請について審査し、適当と認めるときは、別記様式第6号による特定毒物使用者指定証(以下「使用者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(使用者の変更届)</p> <p>第9条 政令第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号又は第28条第1号ロに規定する使用者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第7号による特定毒物使用者変更届に、変更の事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(使用者証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第10条 使用者は、使用者証の記載事項に変更が生じたとき又は使用者証を破り、汚し、若しくは紛失したときは、その書換え交付又は再交付を知事に申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請をしようとする者は、別記様式第8号による特定毒物使用者指定証書換え交付(再交付)申請書に、次に</p>
--	---

用者証を添えて、提出しなければならない。

(使用者証の返納)

第11条 使用者は、使用者証の再交付を受けた後、失った使用者証を発見したときは、すみやかに失った使用者証を、返納しなければならない。

2 使用者が死亡し若しくは失そうの宣告を受けたとき、又は法人若しくは団体が解散したときは、届出義務者又は清算人若しくは団体の代表者は、使用者証をすみやかに返納しなければならない。

3 前2項の規定による使用者証の返納は、別記様式第4号による返納届によって行うものとする。

(特定毒物指導員の資格)

第12条 次の各号に掲げる政令の規定による特定毒物指導員(以下「指導員」という。)の指定は、知事の行なう講習を受けた者又はこれと同等以上の知識を有すると知事が認めた者について行なうものとする。

- (1) 第13条第1号ロ又はチ
- (2) 第18条第1号ロ、ニ、ホ又はへ
- (3) 第24条第1号ロ、ニ、ホ又はへ
- (4) 第30条第1号ハ、ニ、チ又はリ

2 前項に規定する講習は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

(1)～(3) [略]

(指導員の指定の申請)

第13条 指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第9号による特定毒物指導員指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 前条第1項各号に掲げる政令の規定に定める資格若しくは、身分を証する書面の写し

(指導員指定証の交付)

第14条 知事は、前条の申請について審査し、適当と認めたときは、別記様式第10号による特定毒物指導員証(以下「指導員証」という。)を交付するものとする。

2 農業改良助長法(昭和33年法律第165号)第14条の2第1項に規定する専門技術員若しくは改良普及員については、前項及び前条の規定にかかわらず、指導員の指定を行ない、指導員証を交付することができる。

(指導員の指定の更新)

第15条 指導員の指定の有効期間は、指定の属する年から起算して、3年目の12月31日までとする。

2 [略]

3 前項の規定による更新を受けようとする者は、期間満了の日の1月前までに、別記様式第11号による特定毒物指導員指定更新申請書に、指導員証を添えて、提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する者にあっては、この限りでない。

(指導員証の書換え交付及び再交付)

第16条 指導員は、指導員証の記載事項に変更を生じたとき、又は指導員証を破り、よごし、若しくは失ったときは、指導員証の書換え又は再交付を申請することができる。

掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 使用者証の記載事項に変更が生じた場合にあっては、当該使用者証及び変更の事実を証する書面の写し

(2) 使用者証を破り、又は汚した場合にあっては、当該使用者証

(使用者証の返納)

第11条 使用者は、特定毒物使用者でなくなったとき又は使用者証の再交付を受けた後において紛失した使用者証を発見したときは、速やかに、当該使用者証を知事に返納しなければならない。

2 使用者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたとき又は法人若しくは団体が解散したときは、届出義務者又は清算人若しくは団体の代表者は、速やかに、使用者証を知事に返納しなければならない。

3 前2項の規定による使用者証の返納は、別記様式第4号による合格証(使用者指定証)返納届によって行うものとする。

(特定毒物指導員の資格)

第12条 次に掲げる政令の規定による知事の指定(以下「特定毒物指導員の指定」という。)は、知事の行なう講習を受けた者又はこれと同等以上の知識を有すると知事が認めた者について行なうものとする。

- (1) 政令第13条第1号ロ又はチ
- (2) 政令第18条第1号ロ、ニ、ホ又はへ
- (3) 政令第24条第1号ロ、ニ、ホ又はへ

2 前項に規定する講習は、次に掲げる事項について行なうものとする。

(1)～(3) [略]

(特定毒物指導員の指定の申請)

第13条 特定毒物指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第9号による特定毒物指導員指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 前条第1項各号に掲げる政令の規定に定める資格又は身分を証する書面の写し

(特定毒物指導員証の交付)

第14条 知事は、前条の規定による申請について審査し、適当と認めたときは、別記様式第10号による特定毒物指導員証(以下「指導員証」という。)を交付するものとする。

(特定毒物指導員の指定の更新)

第15条 特定毒物指導員の指定の有効期間は、指定の属する年から起算して、3年目の12月31日までとする。

2 [略]

3 前項の規定による更新を受けようとする者は、期間満了の日の1月前までに、別記様式第11号による特定毒物指導員指定更新申請書に、指導員証を添えて、知事に提出しなければならない。

(指導員証の書換え交付及び再交付)

第16条 特定毒物指導員の指定を受けた者(以下「指導員」という。)は、指導員証の記載事項に変更が生じたとき又は指導員証を破り、汚し、若しくは紛失したときは、指導員証の書換え交付又

2 前項の申請をしようとする者は、別記様式第8号による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 指導員証の記載事項に変更が生じた場合にあつては、当該指導員証及び変更の事実を証する書面の写し
- (2) 指導員証を破り、又はよごした場合にあつては、当該指導員証

(指導員証の携帯)

第17条 指導員は、政令で定める当該特定毒物の使用について、実施指導を行なうときは、指導員証を携帯しなければならない。

第18条 [略]

(書類の提出)

第19条 省令又はこの規則の規定に基づき、知事に提出する書類は、住所地又は所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 省令又はこの規則により知事に提出する申請書、願書又は届書の提出部数は、正副2通とする。ただし、当該申請書等に添付する書類の提出部数は、第7条に規定するものを除き、各1通とする。

は再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、別記様式第12号による特定毒物指導員証書換え交付(再交付)申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 指導員証の記載事項に変更が生じた場合にあつては、当該指導員証及び変更の事実を証する書面の写し
- (2) 指導員証を破り、又は汚した場合にあつては、当該指導員証  
(指導員証の返納)

第17条 指導員は、指導員でなくなったとき若しくは実地の指導業務を行わなくなったとき又は指導員証の再交付を受けた後において紛失した指導員証を発見したときは、速やかに、当該指導員証を知事に返納しなければならない。

2 指導員が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、届出義務者は、速やかに、指導員証を知事に返納しなければならない。

3 前2項の規定による指導員証の返納は、別記様式第13号による特定毒物指導員証返納届によって行うものとする。

(指導員証の携帯)

第18条 指導員は、指導員証に記載された特定毒物の使用について実地指導を行うときは、指導員証を携帯しなければならない。

第19条 [略]

(書類の提出)

第20条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、住所地又は所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2通とする。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記  
様式第 1 号 (第 2 条関係)

## 毒物劇物取扱者試験受験願書

本 籍	(都道府県名のみを記入。)
ふりがな 氏 名	年 月 日生
受験番号	(この欄は記入しないこと。)

一 般

上記により 農業用品目 毒物劇物取扱者試験を受験したいので、出願します。

特定品目

年 月 日

(郵便番号)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(連絡先電話番号 \_\_\_\_\_ )

宮崎県知事

殿

(注意)

試験の種類は、該当しないものを抹消すること。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

\_\_\_\_\_ 第 号

# 合 格 証

(本 籍)

氏 名

(生年月日)

生

月施行の毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する。

年 月 日

宮崎県知事



(注意) 合格した試験の種類 (一般、農業用品目又は特定品目) を肩書きする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 <u>書換交付</u> 申 請 書 再 交 付</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">書換交付又は再交付の理由</td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>上記により、毒物劇物取扱者試験合格証の<u>書換交付</u> <u>再 交 付</u>を申請します。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊦</span></p> <p>[略]</p> <p>(注意) <u>書換交付又は再交付の別及び試験の種類は、該当するもののみを記入するか、又は該当しないものを抹消すること</u></p> <p>。</p> <p>様式第4号(第6条及び第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 返 納 書 使用者指定証</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">住所(所在地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名(名称・代表者氏名)</td> <td style="text-align: right;">㊦</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号の1(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>上記により <u>モノフルオーム酢酸の塩類</u>を含有する製剤の <u>リン化アルミニウムとその分解促進剤</u>を含有する製剤の 使用者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称・代表者氏名) <span style="float: right;">㊦</span></p> <p>[略]</p> <p><u>(注意) 貯蔵内容は、食糧・飼料の別を記入すること。</u></p> <p>様式第5号の2(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>上記により <u>ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト</u>を <u>モノフルオール酢酸アミド</u>を含有する製剤の使用者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称・代表者氏名) <span style="float: right;">㊦</span></p> <p>[略]</p> <p><u>(注意) 貯蔵内容は、食糧・飼料の別を記入すること。</u></p> <p>様式第7号(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称・代表者氏名) <span style="float: right;">㊦</span></p> <p>[略]</p> <p>様式第8号(第10条及び第16条関係)</p>	[略]	書換交付又は再交付の理由		[略]	[略]	[略]	住所(所在地)		氏名(名称・代表者氏名)	㊦	[略]	<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 <u>書換え交付</u> 申 請 書 再 交 付</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">書換え交付又は再交付の理由</td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>上記により、毒物劇物取扱者試験合格証の<u>書換え交付</u> <u>再 交 付</u>を申請します。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>[略]</p> <p>(注意) <u>書換え交付又は再交付の別及び試験の種類は、該当しないものを抹消すること</u></p> <p>。</p> <p>様式第4号(第6条及び第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 返 納 届 使用者指定証</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">住所(所在地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名(名称・代表者氏名)</td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号の1(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>上記により <u>モノフルオール酢酸の塩類</u>を含有する製剤の <u>りん化アルミニウムとその分解促進剤</u>を含有する製剤の 使用者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します</p> <p>。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称・代表者氏名)</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号の2(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>上記により <u>ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト</u>を <u>モノフルオール酢酸アミド</u>を含有する製剤の使用者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称・代表者氏名)</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住 所 (所在地) 氏 名 (名称・代表者氏名)</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号(第10条関係)</p>	[略]	書換え交付又は再交付の理由		[略]	[略]	[略]	住所(所在地)		氏名(名称・代表者氏名)		[略]
[略]																							
書換交付又は再交付の理由																							
[略]																							
[略]																							
[略]																							
住所(所在地)																							
氏名(名称・代表者氏名)	㊦																						
[略]																							
[略]																							
書換え交付又は再交付の理由																							
[略]																							
[略]																							
[略]																							
住所(所在地)																							
氏名(名称・代表者氏名)																							
[略]																							

特定毒物使用者証書換交付 申請書  
 特定毒物指導員証再交付

[略]	
書換交付又は再交付の理由	
[略]	

上記により、指定証の書換交付再交付を申請します。

[略]

住所（所在地）

氏名（名称・代表者氏名） ㊞

[略]

（注意）指定証の種類及び書換交付、再交付の別は、該当するもののみを記入するか、又は該当しないものを抹消すること。

様式第 9 号（第 13 条関係）

[略]

住所（所在地）

氏名（名称・代表者氏名） ㊞

[略]

（注意）

- 1 資格欄は、毒物劇物取扱責任者、病虫害防除員、農業改良普及員、農協技術職員等を記入のこと。
- 2 法人、団体所属機関において、一括して申請する場合は、指定を受けようとする者の連名簿（氏名、生年月日、職名等を記載）を添えること。

3・4 [略]

特定毒物使用者指定証 書換え交付 申請書  
 再交付

[略]	
書換え交付又は再交付の理由	
[略]	

上記により、指定証の書換え交付再交付を申請します。

[略]

住所（所在地）

氏名（名称・代表者氏名）

[略]

（注意）書換え交付又は再交付の別は、該当しないものを抹消すること。

様式第 9 号（第 13 条関係）

[略]

住所（所在地）

氏名（名称・代表者氏名）

[略]

（注意）

- 1 資格欄は、毒物劇物取扱責任者、病虫害防除員、普及指導員、技術職員等を記入のこと。
- 2 法人、団体、所属機関において一括して申請する場合は、指定を受けようとする者の連名簿（氏名、生年月日、職名等を記載）を添えること。

3・4 [略]

別記様式第 10 号を次のように改める。



様式第10号 (第14条関係)

(表)

特定毒物指導員証	
	第 号
特定毒物名	
所 属	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、毒物及び劇物取締法施行令第 条第 号 に規定する特定毒物指導員であることを証明する。	
	年 月 日
宮崎県知事 印	

← 9.1センチメートル →

↑ 5.5センチメートル ↓

(裏)

(注意)

- 1 指定を受けた者が、毒物及び劇物取締法施行令第13条、第18条又は第24条に規定する職務を離れたときは、当該指定はその効力を失うこと。
- 2 所属又は氏名に変更が生じたときは、この証を添えて管轄する保健所長に届け出ること。

別記様式第11号中「㊟」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第12号 (第16条関係)

特定毒物指導員証 書換え交付 再交付 申請書

指導員証の番号・年月日	第 号	年 月 日
指 導 す る 特 定 毒 物 の 名 称		
所 属 機 関 の 名 称		
書 換 え 交 付 又 は 再 交 付 の 理 由		
備 考		

上記により、指導員証の 書換え交付 再交付 を申請します。

年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称・代表者氏名)

宮崎県知事 殿

(注意) 書換え交付又は再交付の別は、該当しないものを抹消すること。

様式第13号 (第17条関係)

## 特 定 毒 物 指 導 員 証 返 納 届

指導員証の番号 ・年月日	第 号	年 月 日
返 納 の 理 由		
備 考		

上記により指導員証を返納します。

年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称・代表者氏名)

宮崎県知事 殿

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 176号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
入江 慎二	独立行政法人国立病院機構 都城医療センター	都城市	小児科	令和3年3月1日
斐 孝俊	独立行政法人国立病院機構 都城医療センター	都城市	小児科	令和3年3月1日
仮屋 暢人	仮屋医院	都城市	内科	令和3年3月1日
平原 信哉	宮崎県立延岡病院	延岡市	耳鼻いんこう科	令和3年3月1日
落合 佳代	宮崎県立日南病院	日南市	小児科	令和3年3月1日

宮崎県告示第 177号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字丸楨4766-49、4766-110、4766-112
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 178号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字ニタ堀辛1153-3、辛1153-4

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 179号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字萩ノ野2092-13、2092-21、2092-26、2092-28、2092-30

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 180号**

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1380	抜屋林業有限会社 西臼杵郡日之影町 大字岩井川1476番 地7	採取、精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	抜屋林業有限会社 西臼杵郡日之影町 大字岩井川1476番 地7

**宮崎県告示第 181号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字三田井字柝股5962番7地先から同郡同町同大字同字5962番7地先まで	旧	16.3～17.4	9.7
				新	22.1～25.4	9.7

**宮崎県告示第 182号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
413	県道	祓川高崎線	都城市高崎町大牟田字下荒場4313番1地先から同市同町大牟田同字4313番3地先まで	旧	19.2～28.0	45.1
				新	14.0～28.0	45.1

**宮崎県告示第 183号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字山口1260番3地先から同郡同町同大字字山伏谷1247番7地先まで	令和3年3月11日

**宮崎県告示第 184号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字三田井字柝股5962番7地先から同郡同町同大字同字5962	令和3年3月11日

			番7地先ま で	
--	--	--	------------	--

**宮崎県告示第 185号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5695 番1から同 郡同町同大 字同字5695 番1まで	令和3年3月11日

**宮崎県告示第 186号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 上大久保一地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を土地の境界線にそって結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	宮崎市清武町今泉字中星野甲5727番3地先河川敷
2	” ” ” 字永ノ原甲2743番
3	” ” ” ” 甲2742番15
4	” ” ” ” 甲2742番4
5	” ” ” ” 甲2744番1
6	” ” ” ” 甲2745番4
7	” ” ” ” 甲2746番1
8	” ” ” 字中星野甲5725番地先河川敷

**宮崎県告示第 187号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成25年宮崎県告示第 340号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする

。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	戸 下	I-1-1347	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 188号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成20年宮崎県告示第 281号、平成25年宮崎県告示第 338号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	坂井川	09-429-2-022	土石流
	戸 下	I-1-1347	急傾斜地の崩壊
	浅 藪	I-1-1358	急傾斜地の崩壊
	浅藪-1	I-1-3522	急傾斜地の崩壊
	古原-2	II-1-7139	急傾斜地の崩壊
	古原-3	II-1-7140	急傾斜地の崩壊
	藪の先	II-1-7143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 189号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸塚村	板井川	09-429-2-022	土石流
	戸下	I-1-1347	急傾斜地の崩壊
	浅藪	I-1-1358	急傾斜地の崩壊
	浅藪-1	I-1-3522	急傾斜地の崩壊
	古原-2	II-1-7139	急傾斜地の崩壊
	古原-3	II-1-7140	急傾斜地の崩壊
	蔵の先	II-1-7143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 190号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸塚村	板井川	09-429-2-022	土石流
	戸下	I-1-1347	急傾斜地の崩壊
	浅藪	I-1-1358	急傾斜地の崩壊
	浅藪-1	I-1-3522	急傾斜地の崩壊
	古原-2	II-1-7139	急傾斜地の崩壊
	古原-3	II-1-7140	急傾斜地の崩壊
	蔵の先	II-1-7143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年9月1日から令和2年2月28日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字折生迫の一部
- 4 認証年月日  
令和3年3月1日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
串間市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年7月1日から令和2年3月17日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字本城の一部
- 4 認証年月日  
令和3年3月1日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年2月1日から令和2年3月11日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市美々津町の一部
- 4 認証年月日  
令和3年3月1日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年7月1日から令和2年3月25日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
五ヶ瀬町大字鞍岡の一部
- 4 認証年月日  
令和3年3月1日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、椎葉村長から浅藪地区の換地処分をした旨の届出があった。

令和3年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**海区漁業調整委員会指示**

**宮崎海区漁業調整委員会指示第 133号**

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 11 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域及び操業期間

操業区域	操業期間
①次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域 イ イクイ渚から97度、10,400メートルの点（世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度48分19秒） ロ 大分県深島南端（灯台）から 156度58分、6,744メートルの点（世界測地系北緯32度39分33秒、東経 131度57分16秒） ハ ロから90度、8,100メートルの点（世界測地系北緯32度39分33秒、東経 132度 2分28秒） ニ イから90度、8,100メートルの点（世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度53分30秒）	4月1日から 11月30日まで
②次のホ、へ、ト、チ及びホを順次に結んだ線に囲まれた海域 ホ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 131度55分00秒 へ 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度 5分00秒 ト 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度 9分00秒 チ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 132度 0分00秒	9月1日から 翌年1月31日まで

2 設置基数

操業区域②に設置する漬けの基数は5基を上限とする。

3 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで